

令和8年度 八嘉小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年5月23日 策定
平成29年5月1日 第一次改訂
令和2年4月24日 第二次改訂
令和3年5月1日 第三次改訂
令和4年5月1日 第四次改訂

1 いじめの定義

いじめは児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条1項）

2 いじめの基本認識

- ① いじめは、校内外を問わず全ての児童に関係する問題であり、いじめを認識しながら見過ごすことは絶対にあってはならない。
- ② いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されるべきではない卑怯な行為であり、どの児童にも起こりうる行為である。
- ③ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、将来に渡り心身の健全な成長や人格の成長に重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるという基本認識に立つ。

3 いじめ防止の基本理念

いじめが行われることなく、すべての児童が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの未然防止、早期発見につとめるとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り、いじめの再発防止に努める。

4 いじめ防止のための基本事項

(1) 具体的施策

①いじめ防止のための調査と分析

いじめを早期発見するための調査を定期的実施するとともに、内容の分析を行い、その対応にあたる。さらに教職員や各関係機関、児童や保護者、地域等との連携を通じて得た情報をもとに教育相談を行い、いじめの未然防止に努める。

②校内におけるいじめの未然防止

いじめの未然防止のため、日常的に児童の望ましい人間関係づくりに取り組み、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。特に道徳教育や人権教育においては、生命の尊さや人間尊重の精神についての学習を重点化し行う。また、特別活動では、いじめ防止に資する活動について、児童が自主的・自立的に行うことができるよう支援する。

③連携による未然防止

地域、保護者、関係機関等との緊密な連携により、いじめの未然防止にあたる。

④インターネット上のいじめの防止策

児童や保護者への実態調査を活かし、情報モラル教育の充実を図り、インターネット上におけるいじめの防止に努める。また、保護者に向けた啓発を行う。

⑤いじめ防止に対する教職員研修の充実

いじめ防止対策推進法、いじめの予防や防止、措置などに関わる研修会を年間計画に位置づけ、教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止の措置

①いじめ防止のための校内組織防止等

校内におけるいじめの防止を行うため、「いじめ防止等対策委員会」を組織する。

「構成員」 校長、教頭、教務主任、養護教諭、人権教育担当
生徒指導担当（情報集約担当者・教頭）、該当担任

「活動」 ・未然防止のための年間活動計画の作成
・調査及び教育相談に関すること
・いじめ事案の対応に関すること
・いじめに関わる児童理解に関すること

「開催」 各学期始め及びいじめ事案発生時に開催する。

②いじめ防止のための保護者、地域を含めた組織

いじめ防止を多角的な視点を持って行うため、「いじめ防止等対策委員会議」を開催する。

「構成員」 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当（情報集約担当者）、人権教育担当
養護教諭、学校運営協議会委員、PTA正副会長

「活動」 ・いじめ事案の対応に関することの検討
・いじめに関わる児童理解に関する検討

「開催」 重大ないじめ事案発生時は緊急開催する。

③いじめに対する措置

- ・いじめの相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行う。
- ・いじめが確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、いじめを受けた児童や保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った児童や保護者に対しては、指導助言を継続的に行い、再発防止に努める。
- ・いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるように配慮を行う。当該児童に対して、家庭または別室で学習をさせる必要があるなどの特別な措置が必要な場合は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童、また、それぞれの保護者と連携を図りながら、必要な措置を講じる。
- ・児童、保護者を含め、いじめの関係者における争いを生じさせないようにするため、いじめの事実及び対処の仕方を共通理解する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、教育委員会及び所轄警察署など関係機関と連携し対処する。

(3) 重大事案の措置

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがある時には、以下の対処を講じる。

- ①重大事態が発生した場合は、玉名市教育委員会へ速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議のうえ、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。
- ③上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ④犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し厳正に対処する。

5 いじめ防止の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取組や早期発見、さらにいじめに対する措置を適切に行うため、マネジメント・サイクルにより実践の検証を行うとともに、保護者評価など学校評価の項目として取り扱い、客観的かつ適正に以下の内容を評価する。

- ①いじめの調査及び分析に関わる内容
- ②いじめ防止に関わる内容
- ③いじめの早期発見に関わる内容
- ④いじめへの対処に関わる内容
- ⑤いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- ⑥関係機関との連携に関わる内容

6 昨年度の実績

- ・ 5, 8～9, 10, 11, 2月にタマにゃんチェックを実施し、対象の児童への教育相談を行った。
- ・ 12月に心のアンケートを実施し、全児童への教育相談を行った。
- ・ 毎週1度、子どもを見つめる会を開き、全職員で、気になる児童の共通理解を図った。

7 主な年間計画

	4月	5月	6月	7月	8～9月
早期発見	日記・連絡帳（毎月）		タマにゃんチェック 教育相談		児童観察
防止対策	前期目標の設定 登校班チェック 学級づくり 授業づくり 命のプログラム（毎月） 基本方針の周知	縦割り班活動（年間）	タマにゃんチェックを もとにした教育相談 （昼休みや休み時間 等） 心のきずなを深める月 間の取組（友達の木等） 教育相談	夏休みのくらし	必要に応じて 教育相談
研修・評価	子どもを見つめる会（毎週） 日常点検	人権教育研修 日常点検	日常点検	日常点検 人権教育レポート研修	人権教育研修 日常点検、い じめ防止研修

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
早期発見	タマにゃんチ ェック		心のアンケート 教育相談	教育相談	タマにゃんチェック	教育相談
防止対策	タマにゃんチ ェックをもと にした教育相 談（昼休みや休 み時間等） 前期目標の振 り返り 後期目標の設 定		心のアンケート の中の特定の項 目をもとにした 教育相談 人権学習・集会 冬休みのくらし	教育相談	タマにゃんチ ェックをもと にした教育相 談（昼休みや休 み時間等）	後期目標の振り返り 春休みのくらし
研修・評価	日常点検	日常点検	心のアンケート 結果分析等	日常点検 人権教育レポ ート研修	人権教育研修 日常点検・学校評価	基本方針の見直し 年間評価